

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	宮内地区 (広瀬、谷内、本坂谷、堂ノ原、西原、小鹿、井戸江、安平)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	59.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	47.0 ha
② 田の面積	20.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	38.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14.8 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	13.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	11.4 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・宮内地区は坂谷(広瀬、谷内、本坂谷、堂ノ原)、西原、小鹿、井戸江、安平の5つのエリアで地域計画を作成している。  
 ・宮内地区は山間地に集落が点在しており、水田地帯については棚田であることから耕作単位の狭いほ場ではあるが、工夫をしながら、約3.5haの水稲栽培に取り組み、畑地帯については粟などの作付けが行われている。  
 ・近年、宮内地区山椒生産組合を中心に町全体で山椒などの生薬生産事業が推進され、労働負荷が小さく、鳥獣被害に強いことで期待が大きい。  
 ・遊休農地(荒廃農地)については令和5年度時点で約12.2haあり、山林・原野化している農地については農業上の利用が難しくなってきているので、非農地化の判断も必要であると考え。

【坂谷(広瀬、谷内、本坂谷)】

・坂谷の地域計画エリアは約9.9ha、うち約3.6haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約1.4haが70歳以上の耕作者で、そのうちの0.2haが後継者がいる農地。  
 ・令和6年度までは谷内地区は中山間地域等直接支払事業で地域で草刈りなどを実施し、農地の保全・維持管理を行ってきたが、高齢化や労働者不足などから事業に取り組みなくなり、今後地域の農地をどのように守っていくかが課題となっている。

【西原】

・西原の地域計画エリアは約9.9ha、うち約6.5haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約4.1haが70歳以上の耕作者で、後継者がいない。ため池整備などを中山間地域総合整備事業により採択はされているが、実施に至っておらず、整備がされないと今後の農地利用が難しい状況にある。  
 ・高齢化や後継者不足もあり、農地整備が整わないと条件の悪いほ場については他集落からの農業者も入りづらい状況にある。

【小鹿】

・小鹿の地域計画エリアは約17.3ha、うち約9.7haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約3.5haが70歳以上の耕作者で、後継者がいない。  
 ・小鹿地区では中山間地域等直接支払事業で農地の保全・維持管理に取り組んでいる。  
 ・入り作の新規就農者である法人1戸により農地集積が行われており、地域農業者と協力しながら、農地の受け皿となってもらえるように期待している。

【安平地区】

・安平の地域計画エリアは約11.8ha、うち約4.5haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約3.4haが70歳以上の耕作者で、後継者がいる農地については、入り作の認定農業者1戸のみで約0.1ha。  
 ・米、粟、花木等の栽培が行われているが、耕作放棄地が増加している中、山間地域でも栽培しやすい作物の検討が必要。  
 ・最近、山椒の作付けの様子を見ながら行っており、現在は約0.4ha栽培している。  
 ・イノシシなどの鳥獣被害対策については、えづけストップ対策に地域全体で取り組む必要がある。

【井戸江】

・井戸江の地域計画エリアは約10.5ha、うち約1.8haが不作付地などで今後検討すべき農地であり、ほか約5.1haが70歳以上の耕作者で、後継者がいる農地については、入り作の認定農業者1戸のみで約1.7ha。  
 ・集落内の担い手が3人しかいないので、農地の維持管理が難しくなってきている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農道の整備、水路の確保(整備)により耕作農地の環境を整えることが重要。耕作農地の確保・維持を目指し、米以外の収益作物、産地作物となるような新たな作物の生産に取り組みたい。(山椒以外についても紹介してもらえるなら試験栽培も行いたい。)農地環境が整えば、借りやすくなり農地集積が進みやすくなる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

米の作付け以外の場所を有効活用し、竹の子・椎茸などの栽培を検討したい。収益が上がれば、若者農業者も取り組みやすい。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	5	%	将来の目標とする集積率	5	%
--------	---	---	-------------	---	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域内に農地の利用者はいるが、高齢により担い手として位置付けることが難しい。認定農業者や新規就農者は入り作の農業者で、水稲栽培に取り組むため、畑地帯が65%を占める宮内地区のエリアでの集積は難しい。まずは現状維持に努める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
後継者不足が問題である。地域の農業者だけではなく、入り作の認定農業者、認定新規就農者への農地の集積・集団化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用した積極的な農地の集積・集約化に取り組み、後継者がいない農地についても、機構を活用しながら、新規就農者や認定農業者、入作農業者への受け入れを促進する。
(3)基盤整備事業への取組
西原・・・中山間地域総合整備事業により、ため池整備の採択あり
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
今後は、米作だけではなく、宮内地区山椒生産組合を中心とした山椒やミシマサイコへの取り組みを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①R3～R5年度  
 国：鳥獣被害防止総合対策事業・・・電気柵 2,245m、(5箇所)、ワイヤーメッシュ柵 2,621m(3箇所)実施済。  
 町：有害鳥獣防止対策事業・・・電気柵 800m実施済。(2箇所)  
 ・特に安平地区ではえづけストップ対策事業等にも取り組み、勉強会など積極的な実施があつている。
- ②有機農業への取り組み  
 ・入り作の新規就農者による無農薬などの環境保全型農業の取り組みが実施されている。
- ⑦中山間地域等直接支払事業(小鹿・安平)で今後も農地の維持管理に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		しいたけ、山椒	0.7 ha	ha	ha	0.7 ha	ha	A	坂谷
利用者		山椒、生姜	0.2 ha	ha	ha	0.2 ha	ha	B	坂谷
利用者		山椒、野菜	0.6 ha	ha	ha	0.6 ha	ha	C	坂谷
利用者		栗	0.5 ha	ha	ha	0.5 ha	ha	D	坂谷
利用者		山椒	0.2 ha	ha	ha	0.2 ha	ha	E	坂谷
利用者		野菜	0.02 ha	ha	ha	0.02 ha	ha	A	西原
利用者		栗、花木、山椒	2 ha	ha	ha	2 ha	ha	B	西原
利用者		山椒	0.4 ha	ha	ha	0.4 ha	ha	C	西原
利用者		米、野菜、栗	0.7 ha	ha	ha	0.7 ha	ha	D	西原
利用者		野菜	0.05 ha	ha	ha	0.05 ha	ha	E	西原
利用者		米、野菜、栗	0.7 ha	ha	ha	0.7 ha	ha	F	西原
利用者		野菜	0.4 ha	ha	ha	0.4 ha	ha	G	西原
利用者		管理	0.1 ha	ha	ha	0.1 ha	ha	H	西原
利用者		米、野菜、果樹	0.01 ha	ha	ha	0.01 ha	ha	I	西原
利用者		管理	0.3 ha	ha	ha	0.3 ha	ha	J	西原
利用者		米	0.5 ha	ha	ha	0.5 ha	ha	K	西原
利用者		管理	0.4 ha	ha	ha	0.4 ha	ha	L	西原
利用者		管理	0.4 ha	ha	ha	0.4 ha	ha	N	西原
利用者		管理	0.01 ha	ha	ha	0.01 ha	ha	O	西原
認就		米	0.9 ha	ha	ha	0.9 ha	ha	A	小鹿
利用者		山椒、野菜	0.2 ha	ha	ha	0.2 ha	ha	B	小鹿
利用者		栗	0.5 ha	ha	ha	0.5 ha	ha	C	小鹿
利用者		米	0.4 ha	ha	ha	0.4 ha	ha	D	小鹿
利用者		山椒、栗	2.2 ha	ha	ha	2.2 ha	ha	E	小鹿
利用者		山椒、栗	1.5 ha	ha	ha	1.5 ha	ha	F	小鹿
利用者		管理	0.0 ha	ha	ha	0.0 ha	ha	A	安平
認農		米、大豆、花木、麦、なたね	0.1 ha	ha	ha	0.1 ha	ha	B	安平
認就		米、野菜	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	C	安平
利用者		花き、花木	0.6 ha	ha	ha	0.6 ha	ha	D	安平
利用者		米	0.6 ha	ha	ha	0.6 ha	ha	E	安平
利用者		米	0.5 ha	ha	ha	0.5 ha	ha	F	安平
利用者		山椒、花木	1.0 ha	ha	ha	1.0 ha	ha	G	安平
利用者		米、野菜	1.1 ha	ha	ha	1.1 ha	ha	H	安平
利用者		管理	0.0 ha	ha	ha	0.0 ha	ha	I	安平
利用者		管理	0.0 ha	ha	ha	0.0 ha	ha	J	安平
認農		米、麦、飼料作物	0.0 ha	ha	ha	0.0 ha	ha	K	安平
利用者		管理	0.15 ha	ha	ha	0.15 ha	ha	L	安平
利用者		山椒、栗	0.0 ha	ha	ha	0.0 ha	ha	M	安平
認就		米、野菜	0.16 ha	ha	ha	0.16 ha	ha	A	井戸江
認農		米、大豆、花木、麦、なたね	1.77 ha	ha	ha	1.77 ha	ha	B	井戸江
利用者		米	0.1 ha	ha	ha	0.1 ha	ha	C	井戸江
利用者		管理	0.6 ha	ha	ha	0.6 ha	ha	D	井戸江
利用者		米 栗 柿	1.0 ha	ha	ha	1.0 ha	ha	E	井戸江
認農		米、麦、飼料作物	0.01 ha	ha	ha	0.01 ha	ha	F	井戸江
利用者		管理	1.2 ha	ha	ha	1.2 ha	ha	G	井戸江
利用者		山椒、栗	2.7 ha	ha	ha	2.7 ha	ha	H	井戸江
計	46経営体		25.4 ha	ha		25.4 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等に継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。